

## 議第247号

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部  
を改正する条例

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を次のよ  
うに改正する。

第15条第3項中「である保護者」を削り、「生活の」を「家庭生活（子育てを含む。以下同じ。）、地域における活動及び社会貢献活動との」に改め、「整備に」の右に「積極的に」を加え、同条第4項中「保護者の仕事と生活」を「市民の仕事と家庭生活、地域における活動及び社会貢献活動と」に改め、「保護者を使用する」及び「従業員である」を削る。

第26条第1項中「携帯電話端末その他の」を削り、「携帯電話等」を「インターネット通信端末機器」に改め、同条第2項中「携帯電話等」を「インターネット通信端末機器」に改め、「取決め」の右に「(ソーシャルメディアに関するものを含む。)」を加え、同条第3項中「及び同条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者」を「、同条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者、同条第11項に規定する特定サーバー管理者及びインターネットと接続する機能を有する機器を製造する事業者」に改める。

第31条中「、この条例の施行後3年以内を目途として、その施行の状況」

を削り、「ときは」の右に「，これらの事態に対処するための国又は京都府の措置を踏まえつつ」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

子どもを共に育む京都市民憲章の実践に関し，インターネットの不適切な利用に対する対策を講じることとする等の必要があるので提案する。